

第6回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年11月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・岡部委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 幸田委員・厚田委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第6回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日は、厚田委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律 第29条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、宝田地区における事前審議の報告を武市推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 南部部長 それでは、武市推進委員の出席を認めます。
- 南部部長 本日の議事録署名者は加茂谷地区の高谷委員と那賀川地区の尾崎委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可取消申請の取下について（3条）
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。

南部部長

それでは福井地区からご報告します。福井地区は11月19日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、橘地区お願いします。

岡部委員

それでは橘地区からご報告します。橘地区は11月19日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、新野地区お願いします。

中村委員

それでは新野地区からご報告します。新野地区は11月22日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、桑野地区お願いします。

森委員

それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は11月19日に桑野公民

館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は11月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は11月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

す。

南部部長 次に、宝田地区お願いします。

武市推進委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は11月19日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は11月19日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は11月19日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は11月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の18ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は11月16日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は11月24日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

- 植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は11月19日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
- 議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
- 議案書の23ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。
- 以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。
- 南部部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。
- 久積委員 第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4が交換となっているが、交換先はどれなのか。
- 事務局 元々、この土地には永小作権が設定されており、議案外、農地法第18条第6項による通知書について、No.3にあるように、このたび合意解約がなされました。小作人は離作補償費として、この土地を貰い受けることになりましたが、この権利移動に関して、申請者の代理人に法務局や税務署に権利移動の種類を確認してもらったところ、交換になると言われたそうです。よって今回は、土地と土地を交換するものではありません。
- 南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。
- 松江局長 報告します。第6回農地部定例会議案については、全て承認です。
- 南部部長 ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。
- 一同 異議なし
- 南部部長 それでは報告のとおり承認します。
- 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。
- 西野委員 第5回の農地部定例会で議題になった、隣接者が草刈りをしていて石が飛

び、パネルを破損した場合、パネル設置者に弁償してもらおうと言われたとの件について、弁護士の立場からの考え方を説明。

事務局 この度のような相談事例が他の農業委員会でないか聞き取りをお願いされていましたが、ございませんでした。

南部部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

《議案外、その他》

南部部長 以上をもちまして、第6回農地部定例会を閉会いたします。次回は、12月24日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会